

[8] 一宮市一般と畜場の構造設備の基準に関する条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「と畜場法」及び「と畜場法施行令」において、市は、一般と畜場の構造設備の基準について条例を定めることができるとしています。

なお、現在一宮市には、一般と畜場はありません。

「一般と畜場」とは、通例として生後１年以上の牛若しくは馬又は１日に１０頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場をいいます。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
一般と畜場の構造設備の基準	１ と畜場の周囲には、外部から見えないよう障壁その他の遮へい設備が設けられていること。 ２ 獣畜を運搬する車両その他の運搬具を洗浄する設備を有すること。	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和３年４月１日